

平成31年度に使用する小学校教科用図書および平成31年度から使用する道徳の中学校教科用図書が決まりました

8月16日(木)に、小平市立小学校で平成31年度に使用する教科書(道徳を除く)を教育委員会定例会で採択しました。

なお、平成27年度より使用している教科書から変更はありません。

また、同日、小平市立中学校で、平成31年度から平成32年度まで使用する道徳の教科書を教育委員会定例会で採択しました。

採択した教科書は下表のとおりですが、道徳の中学校教科用図書の採択に至るまでの概要は、右図のとおりです。

(指導課)

小学校教科書採択結果

種目	発行者	種目	発行者
国語	光村図書出版	生活	東京書籍
書写	光村図書出版	音楽	教育出版
社会	教育出版	図画工作	日本文教出版
地図	帝国書院	家庭	開隆堂出版
算数	東京書籍	保健	学研教育みらい
理科	学校図書		

中学校教科書(道徳)採択結果

種目	発行者
道徳	東京書籍

《教科書が採択されるまでの概要》

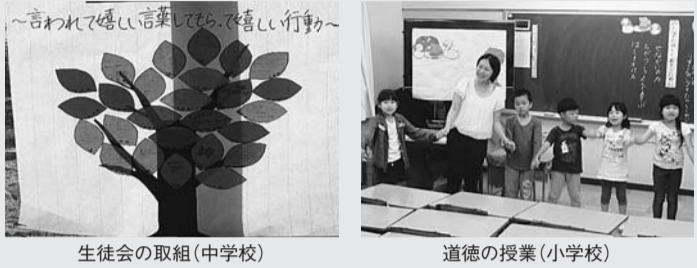
- 4月 採択方針・中学校教科用図書採択要領および同細則の制定
教科書を公正かつ適正に採択するため、教育委員会が、採択方針、採択要領および同細則を制定。
- 5月 小平市立中学校教科用図書審議委員会および教科用図書調査部会の設置
教科書採択の検討資料を作成するため、保護者代表、学識経験者および調査部会教科部長など6名で構成される教科用図書審議委員会およびその下部組織である教科用図書調査部会を設置。
- 6月 教科用図書調査部会および各中学校による調査・研究
調査部会の委員および各中学校が、全8発行者の教科書について、内容や構成上の工夫について、調査・研究。
見本本の展示とアンケート調査
市立図書館6館で、教科書の見本本を展示し、教科書についてのアンケート調査を実施。
- 7月 審議委員会による教科書の内容の審議
調査部会と各中学校が作成した報告書、アンケート結果について、審議委員会が内容を審議。
教育委員会へ審議結果の報告
審議委員会による、審議結果を報告書にまとめ、教育委員会に報告。
その他資料として、教科書目録、教科書発行者の教科書編修趣意書、東京都教育委員会が作成した調査研究資料、調査部会の報告書、各学校の報告書、アンケート、団体からの要望書をあわせて提出。
- 8月 教育委員会による教科書の内容の協議
教育委員会の臨時会を開催し、全8発行者の教科書について協議し、採択候補として2発行者の教科書に絞り込み。
教育委員会による教科書の内容の審議・採択
教育委員会の定例会における再度の協議で1発行者に絞り込み、道徳の教科書を採択。

小平市いじめ防止基本方針の改定

いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。小平市では、平成26年11月に「いじめ防止基本方針」を策定し、学校、家庭、地域とともに、市と教育委員会が連携、協力して、いじめ問題に取り組んでまいりました。

このたび、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定の内容を踏まえ、より実効的ないじめ対策を推進するため「小平市いじめ防止基本方針」を改定しました。今後も、すべての児童・生徒が安心して過ごせる、いじめのない学校、地域生活の実現を目指します。基本方針の全文は小平市ホームページでご覧いただけます。

(指導課)



生徒会の取組(中学校)

道徳の授業(小学校)

改定のポイント

- 表記を「いじめゼロ」から「いじめ防止」「いじめの早期発見、早期対応」などへ変更。
- いじめの認知および解消の定義について、国の規準に沿って記載。
- 学校で行ういじめの対応について、項目を整理。
- いじめの防止には、教員のいじめへの正しい認識と人権感覚が必要であることを記載。
さらに、いじめを発見した場合に、特定の教員ではなく組織的に対応することについて記載。
- 「特に配慮が必要な児童・生徒」について、国の改定に沿って具体的に記載。さらに、入学前の情報を踏まえて、スクールカウンセラー等の専門家を加えて、児童・生徒の特性を正しく理解することを加筆。
- 学校は、学校評価に「いじめ防止」について項目を加えることを加筆。
- 児童・生徒による主体的ないじめ防止の取組を推進することを加筆。
- 児童・生徒が、いじめを訴えやすくなるためのアンケートの工夫や、学校いじめ対策委員会の存在が認識されるような取組について記載。

「こだいらの遺跡をあるく ―鈴木遺跡・八小遺跡―

現在、市で国指定史跡化を進めている都指定史跡「鈴木遺跡」や、市指定史跡「八小遺跡」を学芸員とともに歩きます。

とき 10月27日(土) ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分
※各30分前に鈴木遺跡資料館に集合
コース 鈴木遺跡資料館―鈴木遺跡保存区―こげらの森―小平第八小学校―鈴木遺跡保存管理用地―鈴木遺跡資料館
費用 無料

対象 市民 ※親子で参加も可
定員 ①、②各20人(定員を超えた場合抽選)
講師 小平市学芸員
申込み 往復はがきの往信用裏面に氏名、住所、「こだいらの遺跡をあるく応募」、希望時間(①、②、どちらでもよい)、電話番号
返信用表面に住所、氏名を記入し問合せ先へ
※10月12日(金)必着
問合せ 文化スポーツ課 ☎042(346)9501
〒187-8701 東京都小平市小川町2-1333

教育功労者表彰

教育委員会では、市の教育・文化振興発展に貢献された個人・団体を表彰しています。6月26日(火)に、市役所で表彰式を行い、次の方々に感謝状を贈呈しました。(敬称略)

長谷部はるみ(前小平第十四小学校校長)、長澤力(学園東小学校校長)、瀬戸敬(上宿小学校校長)、柴田英文(小平第十三小学校副校長)、松田恵示(前社会教育委員)、田中雅文、松尾貴代、古家裕美(前公民館運営審議会委員)、青木繁真、小松麻里子(前青少年委員)、井口典子、谷美智子(前学校経営協議会委員、前学校経営協力者)、水谷満子、野口重光、前島仁、金原芳文、小野はるみ、木村八重子(前学校経営協議会委員)、小山喜彬、吉野匡彦、黒田邦夫、阿久津三千代、小寺浩子、古屋しゅう子、内堀菊江、栗野祐美、松岡佳子(前学校経営協力者)、金井奈葉、久和野裕子(前学校支援コーディネーター世話人)、山中涼子(前放課後子ども教室コーディネーター)、横山典子、五嶋幸子、中川真美、八鍬博敏、瀧原絢子(前教育相談員)、原徹子(前特別支援教育巡回相談員)、鈴木弘子、中山光三(前学校医)

(教育総務課)

いじめに関する土曜電話相談

教育相談室では、市内の児童・生徒のいじめや不登校に関する電話相談を11月の第2・4土曜日に開設します。
どんな小さなことでも結構です。お気軽にご相談ください。
とき 11月10日・24日の午前9時～午後4時30分
問合せ 小平市教育相談室 ☎042(343)9411



すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ～小平市の特別支援教育～



今回は特別支援教育に関する用語である「合理的配慮」と「自立活動」について紹介します。

【合理的配慮】
合理的配慮は、障がいのある人にとって生活するうえで妨げとなることを解消するために、提供する側が負担になり過ぎない、必要な配慮のことを言います。障がいのあるなしにかかわらず、全ての命は同じように大切にかけがえないものであり、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)の実現を目指していくことが重要です。

平成28年4月に施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うことを通じて「共生社会」を実現す

ることを目指しています。学校は、過度の負担のない範囲で合理的な配慮を行います。また国、都道府県、市町村は、この合理的配慮の基礎となる環境整備(基礎的環境整備)を行います。合理的配慮の内容は一人一人異なるので、学校生活において配慮が必要な時には、各学校にご相談ください。

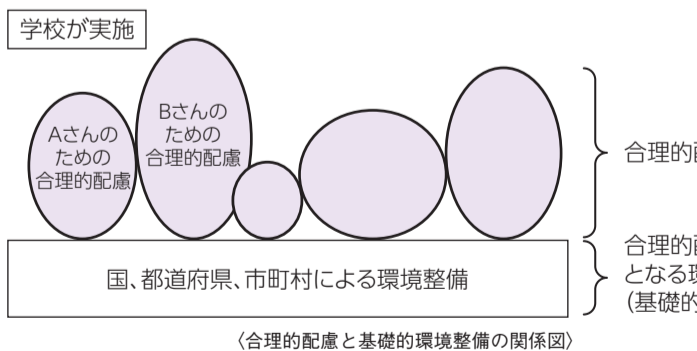
【自立活動】
自立活動は、特別支援学校の学習内容の一つで、児童・生徒の障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目指すための指導を行います。

自立活動の指導内容は、大きく六つの内容(「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」)に分かれています。

自立活動の「自立」とは、児童・生徒が障がいの状態や発達の段階に応じて、自分の力を可能な限り発揮し、主体的によりよく生きていこうとすることです。障がいによって生じるつまづきや困難を軽減しようとして、障がいがあることを受け止めたりするために必要な知識・技能・態度・習慣を身につけるための活動をしています。

平成30年度からは、小学校や中学校の特別支援学級や通級指導、特別支援教室だけでなく、通常の学級においても、自立活動の指導に日々取り組んでいます。合理的配慮や自立活動、次号で紹介する学校生活支援シートや個別指導計画については、各校の特別支援教育コーディネーターにお問い合わせください。

(指導課)



(合理的配慮と基礎的環境整備の関係図)